

(案)

令和7年8月7日

東京労働局長

増田 翳郎 殿

東京地方最低賃金審議会

会長 本田 敦子

東京都最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年6月30日付け東労発基0630第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審
議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、当審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使
共通の認識であるが、企業倒産件数が増加傾向にあること及び価格転嫁率が依然とし
て低く抑えられている状況を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者への配慮の觀
点から、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施
するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、
賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の
強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に
取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強
く受ける中小企業・小規模事業者が申請手続の簡素化も含め、しっかりと活用できる
よう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非
正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援

助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しをなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

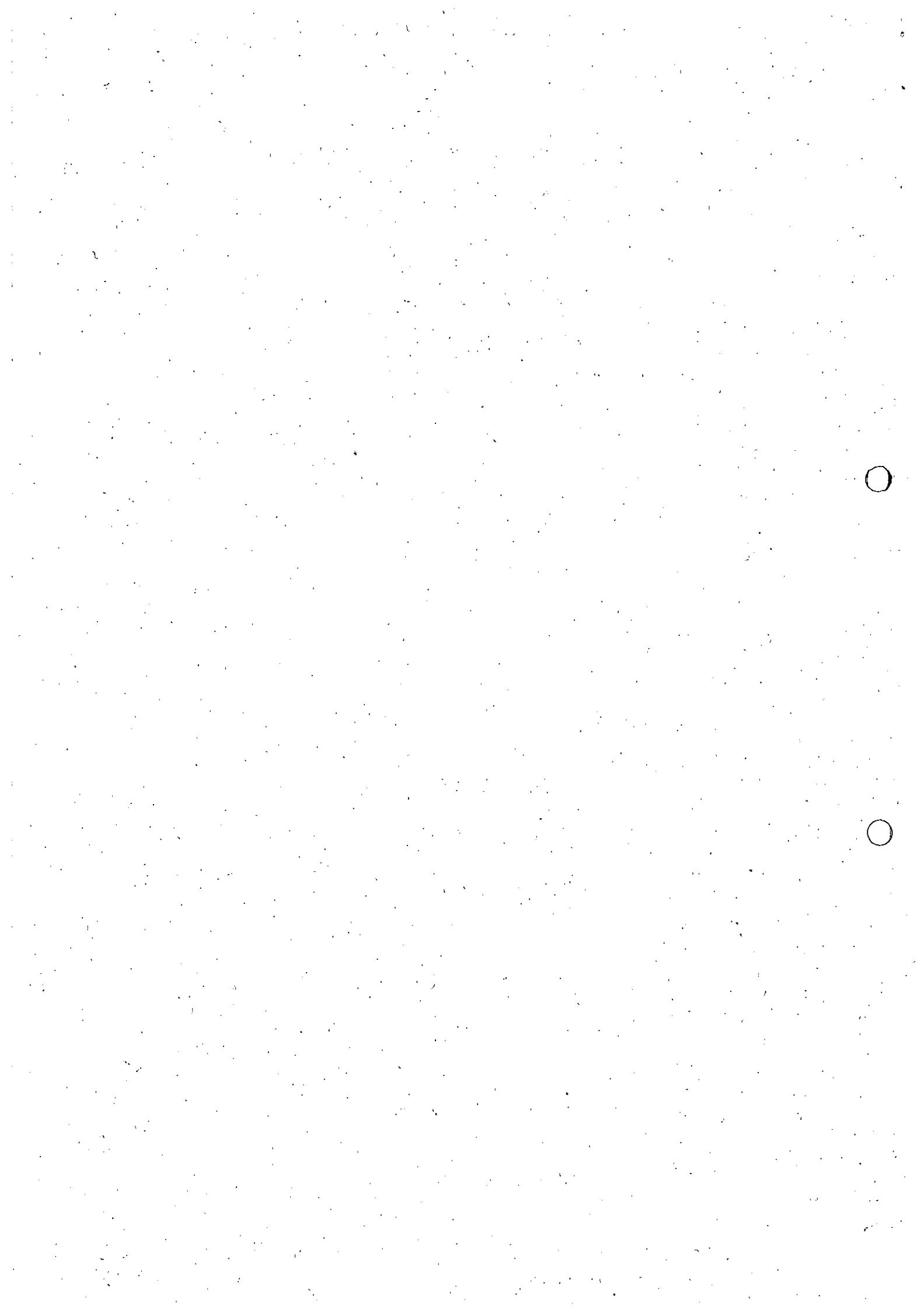
取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るために、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委

員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。

また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。



東京都最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

東京都の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 226 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

